



長期・低利の融資にて
農業関係者の皆様を
ご支援いたします

令和6年度 農業制度 資金の しおり

愛媛県農林水産部
農政企画局
農業経済課



愛媛県イメージアップ
キャラクター みぎやん

目 次

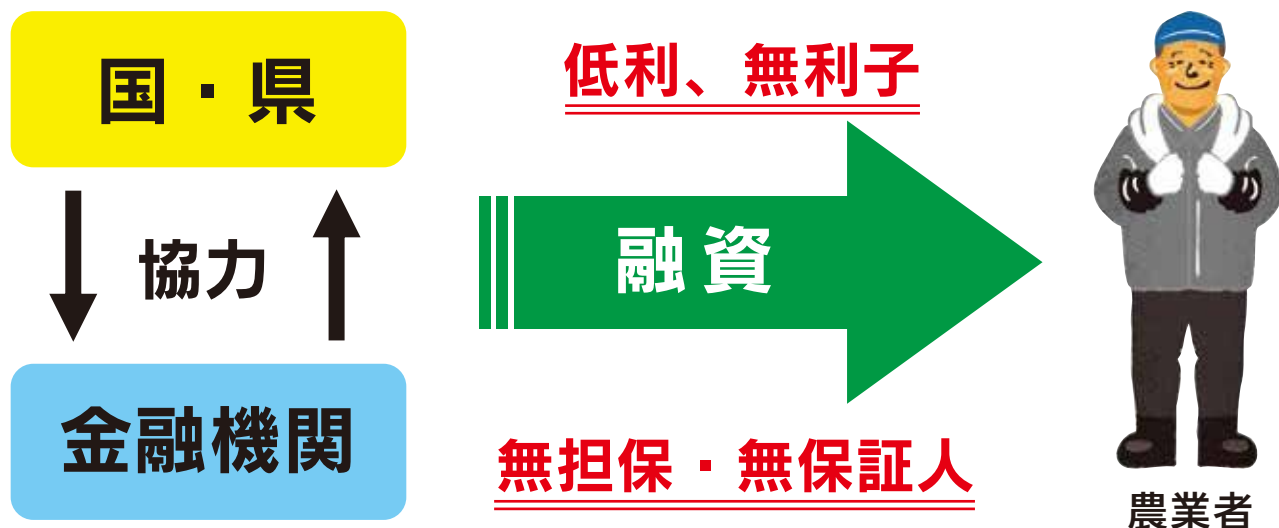


1 はじめに	P.1
2 資金早見表	P.2
3 農業近代化資金	P.4
4 農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）	P.6
5 青年等就農資金	P.7
6 農林漁業セーフティネット資金	P.8
7 その他の主な農業制度資金	P.9
8 債務保証制度について	P.12

1 はじめに

農業制度資金とは・・・

国や県が金融機関と協力することで、低利や無利子、無担保・無保証人といった、借入を行う農業者に有利な条件で借り入れることができる資金。



次のような資金があります。

農業近代化資金

一般的な設備投資などを行う場合



農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)

農業近代化資金よりも、大規模な投資を行いたい場合



青年等就農資金

新たに農業を始める場合



農林漁業セーフティネット資金

災害など、一時的に経営状況が悪化した場合



2 資金早見表

現在の金利はこちら
愛媛県農業経済課 HP



ページ数	資金名	融資機関	主な対象者
4	農業近代化資金	農業協同組合 銀行 信用金庫 JA 愛媛県信連	認定農業者 認定新規就農者 その他農業者
6	農業経営基盤強化資金 (スーパー L 資金)	(株)日本政策金融公庫	認定農業者
7	青年等就農資金 ※無利子で借りられます。	(株)日本政策金融公庫	認定新規就農者
8	農林漁業 セーフティネット資金	(株)日本政策金融公庫	認定農業者やその他担い 手等で、経営の維持安定 のため、長期運転資金を 必要とする方
9	経営体育成強化資金	(株)日本政策金融公庫	主業農業者 認定新規就農者 その他農業者
9	農業改良資金 ※無利子で借りられます。	(株)日本政策金融公庫	持続性の高い生産方式を 導入する農業者 六次産業化に取り組む農 業者等
10	農業経営負担軽減 支援資金	農業協同組合	負債の償還が困難と なっている農業者
10	農業経営改善促進資金 (スーパー S 資金)	農業協同組合	認定農業者
11	愛媛県農林漁業 共同化資金	農業協同組合	国の制度資金の対象と ならない事業を行う 農業者

※表中に記載している条件については概括的な内容です。詳細についてはお近くの融資機関までご相談ください。

主な使い道			貸付限度額	償還期限 (うち措置期間) - 年以内
設備・機械 の取得等	運転 資金	負債 整理		
●	●		個人：1,800万円 法人等：2億円	7～20 (2～7)
● 農地等を含む	●	●	個人：3億円 (特認6億円) 法人：10億円 (特認20億円 [一定の場合30億円])	25 (10)
●	●		3,700万円 (特認1億円)	17 (5)
	●		600万円 (条件により、年間経費等の 6/12に相当する額)	15 (3)
● 農地等を含む	●	●	個人：1億5,000万円 法人：5億円 但し、負担額の80%以内 ※資金用途等により異なります。	25 (3～10)
●	●		個人：5,000万円 法人：1億5,000万円	12 (3～5)
		●	営農負債の残高	10 (3)
	●		個人：500万円 (畜産等：2,000万円) 法人：2,000万円 (畜産等：8,000万円)	1
●	●		事業費の80%以内 (青年農業者は90%以内) ※資金用途等により異なります。	2～5 (2)

3 農業近代化資金（県の利子補給対象資金）

1 概要

農地の取得を除き、農業用機械の購入や農業用施設の建設、長期運転資金等、様々な用途でご利用いただける一般的な長期資金です。

（1）借入対象者

認定農業者、認定新規就農者、その他担い手、集落営農組織など

（2）資金使途

- 施設、機械等の改良、造成、取得
- 家畜の購入、育成
- 果樹等の植栽、育成
- 長期運転資金 など

（3）貸付限度額

個人：1,800万円 法人・任意団体：2億円

農業参入法人：1億5,000万円 農業協同組合：15億円

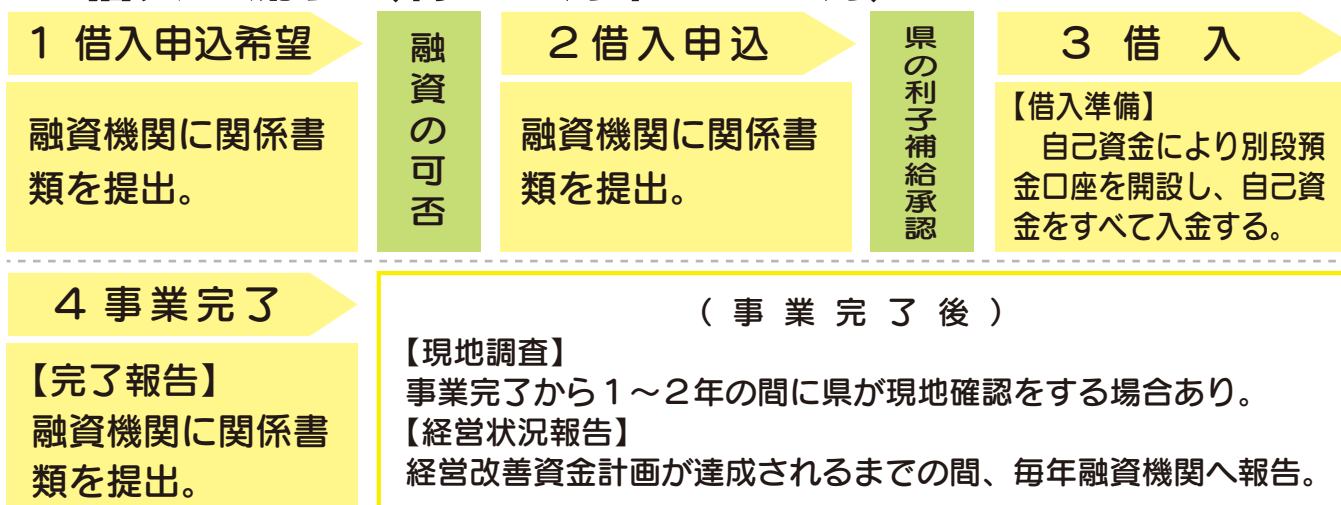
（4）償還期限

7～20年以内（うち据置期間2～7年以内）

（5）融資機関

農業協同組合、銀行、信用金庫、JA 愛媛県信連

2 借入の流れ（約1ヵ月半～2ヵ月）



3 借入希望者が事前に用意する書類

※その他の必要書類（申込様式等）は各融資機関にお尋ねください。

	名 称	備 考	☑
1	直近3ヵ年分の決算書類（写）	（例）税務申告書、決算書など	
2	事業内容の分かる資料	（例）見積書、カタログ、設計図など	
3	農業経営改善計画認定申請書（写）	認定農業者の場合	
4	農業経営改善計画認定書（写）		
5	青年等就農計画認定申請書（写）	認定新規就農者の場合	
6	青年等就農計画認定書（写）		
7	補助事業の分かる資料	補助残融資の場合	

4 その他

(1) 少額を素早く借りたい場合

→ **クイック融資**：限度額は500万円、お申し込みから半月程度で融資が可能です。

次の条件を満たす場合は、クイック融資を受けられる場合があります。

- ①借入者：認定農業者、集落営農組織
- ②次のいずれにも該当しない。
 - i. 簿記記帳又は青色申告を実施していない者
 - ii. 過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞した者
 - iii. 農業所得（法人の場合は経常利益）が赤字の者
 - iv. 繰越欠損金を有する者
 - v. 債務超過の者

(2) 補助事業の自己負担分を借りたい場合（**補助残融資**）

補助事業の自己負担分についても農業近代化資金の対象となります。ただし、県の利子補給承認前に補助事業が開始された場合（公告等を行った場合）は対象外となりますので、お早めに融資機関にご相談ください。

補助残融資の一例（事業費100万円）

補助金
40万円

自己負担分
農業近代化資金：60万円

※自己負担分
を融資

農業近代化資金を利用しました！

いちご農家 相原さん



1 利用目的は？

ビニールハウスへの自動換気設備の設置

2 農業近代化資金を選んだ理由は？

1番の理由は、低利（無利子）で資金を借りることができること。JAの担当者と協力し、必要書類等の準備を行った。

3 資金を使って良かったことは？

資金を利用することで、計画どおりに規模拡大ができた。

今後は、狭い面積でいかに収益を上げるかを重視し、何か使途があれば、また農業近代化資金を利用したい。

4 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

1 概要

農地の取得や設備投資等、資金規模が大きい場合にもご利用いただける認定農業者向けの長期資金です。負債整理にもご利用できます。

(1) 借入対象者：認定農業者

(2) 資金使途

- ・農地の取得、改良
- ・施設、機械等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権の取得
- ・家畜、果樹の導入
- ・負債整理など

(3) 貸付限度額

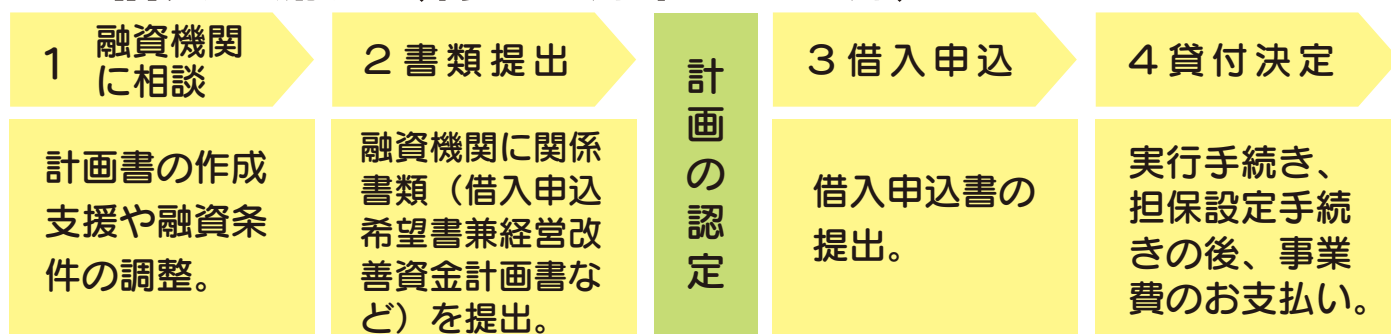
個人：3億円（特認6億円）

法人：10億円（特認20億円〔一定の場合30億円〕）

(4) 償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

(5) 融資機関：（株）日本政策金融公庫

2 借入の流れ（約1ヵ月半～2ヵ月）



3 借入希望者が事前に用意する書類

※その他の必要書類（申込様式等）は融資機関にお尋ねください。

	名 称	備 考	☑
1	農業経営改善計画認定申請書（写）		
2	農業経営改善計画認定書（写）		
3	直近3ヵ年分の決算書類（写）	・税務申告書、支出内訳書、減価償却明細、主な勘定科目明細を含む。 ・税務申告書は税務署の受付印のあるもの ・税務署の受付印がない場合は、申告書記載の金額を納付していることを証明する書類（納税証明書または税金納付書）	
4	既往負債（リース負債含む）に係る償還予定表（写）	個人の場合は家族名義分を含む。	
5	事業内容の分かる資料 （事業費と規模が分かる資料）	・農 地：売買契約書、所有権の移転許可申請関係書類、土地登記簿謄本 ・農機具：見積書、カタログ ・施 設：見積書、設計図	
6	補助事業の分かる資料	補助残融資の場合	

5 青年等就農資金

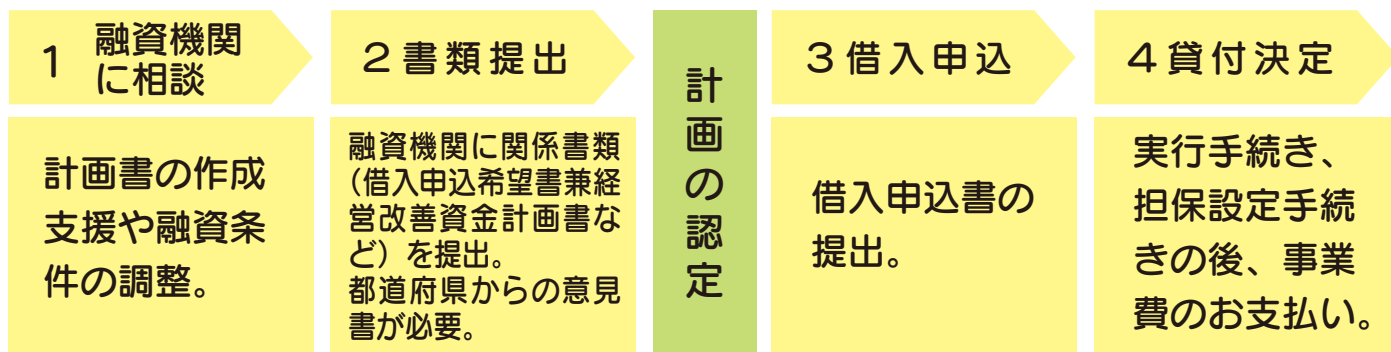
1 概要

新たに農業を始めたい方が、就農準備に必要な機械・施設を購入する等の場合にご利用いただける無利子の長期資金です。

- (1) 借入対象者：認定新規就農者
- (2) 資金使途
 - ・農地等の改良等（農地取得は含まれません）
 - ・施設、機械等の改良、造成、取得
 - ・創立費、開業費、その他繰延資産の取得等
 - ・家畜、果樹等の導入 ・借地料、賃借料 など
- (3) 貸付限度額
3,700万円（特認1億円）
- (4) 償還期限
17年以内（うち据置期間5年以内）
- (5) 融資機関
（株）日本政策金融公庫



2 借入の流れ（約1ヵ月半～2ヵ月）



3 借入希望者が事前に用意する書類

※その他の必要書類(申込様式等)は融資機関にお尋ねください。

	名 称	備 考	☒
1	青年等就農計画認定申請書（写）		
2	青年等就農計画認定書（写）		
3	1年分の預貯金通帳（写）		
4	現在の借入金(非常農負債含む)の残高と返済計画が分かる書類	個人の場合は家族名義分を含む	
5	納税証明書		
6	事業内容の分かる資料	注文書、見積書、図面等	
7	本人並びに生計を同一とすご家族の直近3ヵ年分の収入が分かる書類		
8	補助事業の分かる資料	補助残融資の場合	

6 農林漁業セーフティネット資金

1 概要

不慮の災害、経営環境の変化等により、売り上げ減少等の影響が発生し、資金繰りに支障をきたし経営の維持安定が困難な場合にご利用いただける資金です。

(1) 借入対象者

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、その他担い手など

(2) 資金使途

農林漁業経営の安定のために必要な次の資金

- ① 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

(3) 貸付限度額

600万円（条件により年間経営費等の6/12に相当する額）

(4) 償還期限

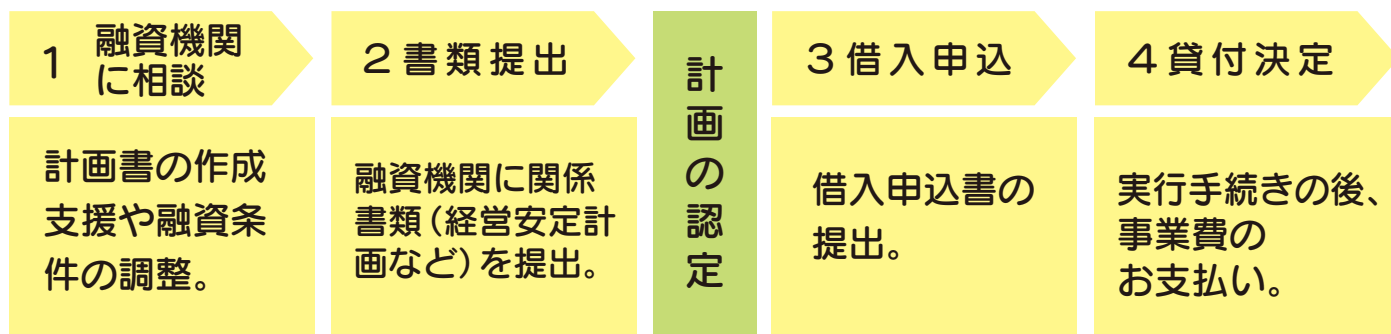
15年以内（うち据置期間3年以内）

(5) 融資機関

（株）日本政策金融公庫



2 借入の流れ（約1カ月～1カ月半）



3 借入希望者が事前に用意する書類

※その他の必要書類（申込様式等）は融資機関にお尋ねください。

	名 称	備 考	☑
1	直近3カ年分の決算書類（写）		
2	被災証明書等	災害により被害を受けた場合	
3	農業経営改善計画認定申請書（写）	認定農業者の場合	
4	農業経営改善計画認定書（写）		
5	青年等就農計画認定申請書（写）	認定新規就農者の場合	
6	青年等就農計画認定書（写）		
7	既往負債（リース負債含む）に係る償還予定表（写）	個人の場合は家族名義分を含む	

7 その他の主な農業制度資金

(1) 経営体育成強化資金

農地の取得や設備投資等、資金規模が大きい場合にもご利用いただける長期資金です。負債整理にもご利用できます。

①借入対象者

主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など

②資金使途

- 農地の取得、改良
- 農地、施設、機械等の賃借料
- 果樹等の新植、改植、育成
- 家畜の購入、育成
- 負債整理など

③貸付限度額

個人：1億5,000万円 法人：5億円

但し、負担額の80%以内

※資金使途等により異なりますので融資機関にてご確認ください。

④償還期限

25年以内（うち据置期間3～10年以内）

⑤融資機関：（株）日本政策金融公庫

(2) 農業改良資金

農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営を開始する等、新たな取組みを行う農業者を支援する無利子の長期資金です。

①借入対象者

みどりの食料システム法による認定を受けた農業者、
六次産業化法による認定を受けた農業者など

②資金使途

新たな農業部門・加工事業の経営の開始、農畜産物・その加工品の新たな生産・販売方式の導入のために必要な費用

③貸付限度額

個人：5,000万円 法人：1億5,000万円

④償還期限

12年以内（うち据置期間3～5年以内）

⑤融資機関：（株）日本政策金融公庫



(3) 農業経営負担軽減支援資金

意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている場合にご利用いただける借換え資金です。

①借入対象者

負債の償還が困難となっている農業者であって、要件を満たす個人及び法人、又は目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者

※要件については、融資機関にてご確認ください。

②資金使途

営農負債の借換え

※制度資金の負債の場合は借入利率が5%を超えるもの

③貸付限度額

営農負債の残高

④償還期限

10年以内（うち据置期間3年以内）

⑤融資機関：農業協同組合



(4) 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

効率的かつ安定的な経営体を目指すことを目的とした認定農業者向けの短期運転資金です。

①借入対象者

認定農業者

②資金使途

種苗・肥料代、雇用労賃、中小家畜・消耗品等購入費、修繕費など

③貸付方法

当座貸越、証書貸付、手形貸付

④貸付限度額

個人：500万円（畜産等：2,000万円）

法人：2,000万円（畜産等：8,000万円）

⑤償還期限

当座貸越：1年程度　証書貸付、手形貸付：1年以内

※農業経営改善計画の期間内での借り入れとなります。

⑥融資機関：農業協同組合

(5) 愛媛県農林漁業共同化資金（県の利子補給対象資金）

国の制度資金の対象とならない事業のうち、経営の合理化に伴う施設整備等にご利用いただける長期資金です。

①借入対象者

農業者、農業者の組織する団体、青年農業者 など

②資金使途

- ・中核農家複合経営資金（種苗・肥料、雇用労賃等）
- ・中核農家農作業受託資金（建物・機械等の改良・取得等）
- ・家畜導入資金 ・青年農業者海外研修 など

③貸付限度額

事業費の80%以内（青年農業者の場合は90%以内）

※資金使途等により異なりますので融資機関にてご確認ください。

④償還期限

2～5年以内（うち据置期間2年以内）

⑤融資機関： 農業協同組合



愛媛県からのお知らせ



農業者のみなさん、リスクへの備えはできていますか？

「収入保険」と「農業共済」からなる「農業保険」は、国の保険制度で、保険料や掛金については、原則50%が国から補助されています。

それぞれの農業経営に合った農業保険に加入して、リスクに備えましょう！

様々なリスクをカバーしたい方は、**収入保険**をおすすめします

- ・青色申告を行っている方が対象です。
- ・原則、自ら生産した全ての品目を対象に、自然災害だけでなく、価格低下、ケガや病気等、様々なリスクによる収入減少を補償します。
- ・青色申告を始めた年（税務署に青色申告承認申請書を提出した年）から、加入申請できます。
- ・収入保険に加入するため青色申告を始めたい方には、税理士による個別相談や記帳サポートなども行っています。

自然災害によるリスクをカバーしたい方は、**農業共済**をおすすめします

- ・全ての農業者が対象です。
- ・米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウス等が自然災害によって受ける損失を補償します。特に、農業用ハウスをお持ちの方は、園芸施設共済への加入をご検討ください。

農業保険に関するお問い合わせ、お申し込みは、最寄りの「愛媛県農業共済組合」の支所・出張所まで

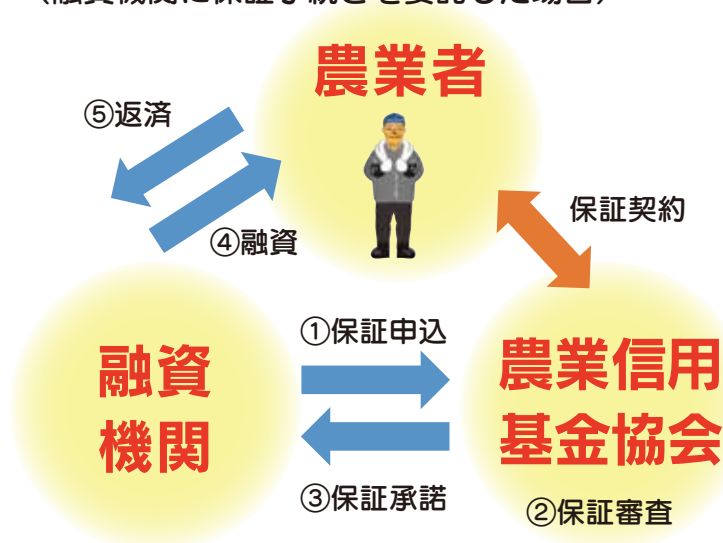
8 債務保証制度について

1 概要

農業者等が資金を借り入れる際に、愛媛県農業信用基金協会がその債務を保証する制度です。原則として無担保・無保証人で保証を行います。
※借入金額や内容によっては、担保を提供するか、連帯保証人が必要な場合があります。

2 制度のしくみ

(融資機関に保証手続きを委託した場合)



3 保証の内容

【保証限度額】(原則)

個人：3,600万円 法人：7,200万円
(資金の種類や保証条件により異なる。)

【対象資金】

農業近代化資金、農業経営改善促進資金、
愛媛県農林漁業共同化資金 など

【保証料】

資金の種類や借入額によって異なります。
お申込時に融資機関や農業信用基金協会
にお尋ねください。

【保証率】原則 100%

4 債務保証までの流れ (融資機関に保証手続きを委託した場合)

1 保証申込	2 保証審査	3 保証承諾	4 融資実行
融資機関への資金 借入申込と併せ、 農業信用基金協会 の保証を申し込み。	経営状況や事業 計画等を確認。	農業信用基金協 会から融資機関 へ、保証承諾の 旨を連絡。	融資実行後、返 済計画に基づき、 融資機関へ返済。

5 基金協会への提出資料 (借入希望者が事前に用意する書類)

	名 称	備 考	☑
1	直近3カ年の決算書類(写)	(例) 税務申告書、決算書など	
2	農業経営改善計画認定申請書(写)		
3	農業経営改善計画認定書(写)		
4	資金使途確認書類	複数にわたる場合、総所要資金一覧表を添付。 法人の場合、借入を決定した議事録等も添付。	

※その他の必要書類(申込様式等)は融資機関にお尋ねください。

■ 農業制度資金の借入にあたっての注意点 ■

1 融資についてはお早めに融資機関までご相談ください。

借入申込から実際の借入まで通常1ヵ月半～2ヵ月程度かかります。資金が必要な時期を考え、お早めに融資機関までご相談ください。

また、補助事業の自己負担分について融資を希望する場合は、補助事業の準備の段階で融資機関までご相談ください。

2 事前着工はできません。

貸付決定や利子補給承認が行われる前に事業を開始した場合は融資できません。（一般的な事業着工日の例：機械設備→納品日、施設→工事着工日、農業用自動車→車検証の登録日、農業用ハウスリース→リース契約日など）

3 目的外使用はできません。

借入金をお申込み内容と異なる事業へ使用することはできません。計画の変更があった場合は、融資機関に必ずご連絡ください。

4 農業制度資金の併せ貸しはできません。

同一事業に対して二つ以上の資金を併せて利用することはできません。

5 融資ができない場合があります。

融資にあたっては、融資機関が計画の内容等について審査し、可否判断を行います。よって、制度上の要件を満たす場合でも融資ができない場合があります。

6 経理状況を明確にしてください。

請求書や領収書等の伝票は、償還終了時まで必ず保管してください。

7 事業の完了をご報告ください。

事業が完了した場合は、融資機関までご報告ください。

農業制度資金に関するお問い合わせ先

●借入に関するお問い合わせ先

借入のご相談は、最寄りの融資機関までご連絡ください。

機 関 名	連 絡 先	機 関 名	連 絡 先
JA うま	0896-24-5500	JA えひめ未来	0897-37-1004
JA 周桑	0898-68-7800	JA おちいまばり	0898-34-1800
JA 今治立花	0898-23-0246	JA 松山市	089-946-1611
JA えひめ中央	089-943-2121	JA 愛媛たいき	0893-59-4181
JA にしうわ	0894-24-1111	JA ひがしうわ	0894-62-1211
JA えひめ南	0895-22-8111	JA 愛媛県信連	089-948-5211
株式会社伊予銀行	089-941-1141	株式会社愛媛銀行	089-933-1111
愛媛信用金庫	089-946-1111	川之江信用金庫	0896-58-1301
東予信用金庫	0897-37-1313	宇和島信用金庫	0895-23-7000
株式会社日本政策 金融公庫	089-933-3371	愛媛県農業信用基 金協会（保証機関）	089-948-5678

●制度に関するお問い合わせ先

制度に関するご質問等は、県の所管部署までご連絡ください。

地 域	所 管 部 署	連 絡 先
東予地域	東予地方局農林水産振興部農業振興課	0898-68-7322
中予地域	中予地方局農林水産振興部農業振興課	089-909-8761
南予地域	南予地方局農林水産振興部農業振興課	0895-28-6145
県全域	愛媛県農林水産部農政企画局農業経済課	089-912-2528



愛媛県農林水産部農政企画局農業経済課

愛媛県松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第一別館8F



愛媛県イメージアップ
キャラクター
みきゃん